

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：11301
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2014～2016
課題番号：26380164
研究課題名(和文) 調整型市場経済レジームの政策変化に関する研究

研究課題名(英文) Policy Changes in the Coordinated Economies

研究代表者

西岡 晋 (Nishioka, Susumu)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：20506919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「資本主義の多様性」論において調整型市場経済に分類される日本の生産レジームに関連する政策の変容過程を政治学や公共政策学の観点から解明した。

1990年代以降、コーポレート・ガバナンスに関わる商法・会社法などが変容を遂げてきた。従来、それらの法制度は調整型市場経済を前提としたものであったが、近年では自由主義市場経済型へと変化してきた。本研究は1990年代初頭に重大局面が存在し、政治的機会構造が開放されて従来の政策規範や政策ネットワークが大きく揺らぎ、新たな政策アイデアやアクターが政策形成に影響を及ぼしうる余地が広がり、その結果として政策が変化してきたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the corporate governance policy changes related to the Japanese production regime, which is classified as the coordinated market economy in the varieties of capitalism literature, through the political analysis and the policy study.

In Japan, the Commercial Law and the Corporate Law associated with the corporate governance has transformed since the 1990s. These policies had been grounded in the coordinated market economy model. Recently, however, they have changed to ones according to the liberal market economy model. This study describes and explains the policy development from the critical juncture in the early 1990s, when the political structures had been opened, to the policy reforms in the 2010s. Existing policy norms and networks had been eroded in the early 1990s, and then new policy ideas and actors have influenced policy processes. As a result, the policies changed.

研究分野：政治学

キーワード：資本主義の多様性 コーポレート・ガバナンス 政策過程 制度変化

1. 研究開始当初の背景

比較政治経済学は近年理論的発展が著しい学問分野の一つである。これまでに多くの理論的アプローチが提唱されてきたが、そのなかでも「資本主義の多様性(VOC: Varieties of Capitalism)」論は現代の比較政治経済学の代表的な参照枠組みとなっている。VOCは先進資本主義諸国について、生産レジームおよび福祉レジームの制度的特徴から、「自由主義型市場経済(Liberal Market Economies)」と「調整型市場経済(Coordinated Market Economies)」の二つのタイプに分類し、資本主義の多様性とその制度的な経路依存性を示した。

VOCは1980年代、90年代前半までのデータに基づいて、静態的な比較分析を行っている。VOCが示した二類型はその時点では一定の妥当性があったものの、現実の市場経済がその後大きな変化を遂げており、静態的な比較ではなく、動態性に着目した分析が求められている。

VOCにおいて、日本は調整型市場経済に位置付けられている。しかしながら、日本の場合も1990年代初頭のバブル経済の崩壊を受け、日本的経営の欠陥が明らかにされるなか、従来とは異なる視座に基づく制度改革が進められてきた。企業行動に大きな影響を及ぼすコーポレート・ガバナンス(企業統治)をめぐる制度設計も、アメリカをモデルとする自由主義型市場経済に適合的なものへと大きく変化してきた。にもかかわらず、その政治的プロセスの解明は十分には行われていない。そのため、理論的および実証的に、よりいっそう研究を深める必要がある。

本研究は、このような先行研究が抱える課題を踏まえ、日本を事例として調整型市場経済のコーポレート・ガバナンス関連の諸政策の変容過程を明らかにし、そのことで、学術的な貢献を成そうとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本型生産レジームに関連するコーポレート・ガバナンス改革について、その政策過程を記述するとともに、自由主義型改革が実現してきた要因を説明することである。

1990年代以降、企業の組織や活動のあり方を規定する基本法たる商法の改正が相次ぎ、2005年には新しく会社法が制定された。2014年には会社法の改正が行われ、社外取締役の選任を推奨する規定が新たに設けられるなどした。これらの法制度改革の具体的な内容は多岐にわたり、必ずしも一言で特徴付けることはできないものの、その一定の傾向性を表すならば、アメリカ型のコーポレート・ガバナンスのあり方を一つの規範とする形で制度改革が進められてきたと指摘できる。取締役会に社外取締役を過半数配した委員会の設置を義務づける委員会等設置会社(現指名委員会等設置会社)の法定化はその

一例である。加えて、2014年の改正会社法に典型的にみられるように、株主や投資家の利益保護を謳った改革も多く実施されており、この点に着眼すれば、一連の法制度改革は株主利益志向型の様相を強くもつものにとらえることができる。

これらの改革がどのような政策過程を経て行われたのか、またなぜ調整型市場経済から自由主義型市場経済への転換を促進し、株主利益を重視する改革が実施されたのか、その政治的メカニズムを解明する。

3. 研究の方法

本研究は、先行研究の渉猟を通じた理論的検討を行った上で、主として定性的な手法に基づく事例研究法を用いて分析を進めた。

第一に、比較政治経済学やコーポレート・ガバナンスの政治分析に関連する先行諸研究を幅広く渉猟し、それらの課題を抽出した上で、イシュー・セイリアンス論、歴史的制度論、政治的機会構造論、構成主義論といった諸理論・アプローチに主に焦点を当て、その理論的可能性を探った。

第二に、1990年代の独占禁止法改正や商法改正、2000年代の会社法制定やその改正の政策過程に焦点を絞り、主として質的な方法を用いて、通時的および共時的な比較分析の視座も交えながら事例研究を行った。具体的には、1997年の独占禁止法改正による純粋持株会社解禁、97年のストック・オプション制度導入のための商法改正、2001年の商法改正による株主代表訴訟制度改革、2002年の委員会等設置会社制度導入を目的とした商法改正、2014年の社外取締役の選任推奨化を謳った会社法改正の事例である。

事例研究では主に定性的な手法を用い、新聞や雑誌の記事、先行研究などの文書資料によって政策過程の詳細を解明した。それとともに、イシュー・セイリアンスの測定に関しては記事数をデータ化し、また諮問機関の委員構成を量的に把握するなど、定量的な手法をも併用することによって、より客観的な分析となるよう工夫を凝らした。

4. 研究成果

本研究は、「資本主義の多様性」論において調整型市場経済に分類される日本の生産レジームに関連する政策の変容過程を政治学や公共政策学の観点から解明した。1990年代以降、コーポレート・ガバナンスに関わる商法・会社法などが変容を遂げてきた。従来、それらの法制度は調整型市場経済を前提としたものであったが、近年では自由主義型市場経済をモデルとする法制度へと変化してきた。本研究は、実証的な観点からそれらの政策過程を解明するとともに、理論的な視座に基づいて政策変化の政治的メカニズムを説明している。

本研究は当初の段階では、1990年代に政策パラダイムの転換が起こり、その後の政策変

化を生み出したとする仮説を立てていたが、実際にはそうした政策パラダイム論に依拠して全体像を説明するよりも、まずは個別の事例に焦点を当て、最後に帰納的にまとめ上げるといった手順をとることとした。

本研究は、主として以下の三つの取り組みから構成される。第一に比較政治経済学や政策研究の理論的検討、第二に 1990 年代後半および 2000 年代初頭のコーポレート・ガバナンス改革の政策過程の比較事例研究、第三に 2000 年代中盤のコーポレート・ガバナンス改革の単一事例研究である。

第一に、研究を進めるにあたり、その出発点として、比較政治経済学、福祉国家論、政策過程分析など関連する先行研究を幅広く渉猟しつつ、とくにコーポレート・ガバナンスの政治過程にかかわる政治学的な先行研究を中心に理論的な検討を行った。

当該研究群を「コーポレート・ガバナンスの政治学」と総称してまとめた上で、それらを、制度中心、利益中心、アイデア中心、の三つのアプローチに整理して、先行研究による取り組みを検討し、以下の諸点を明らかにした。

まず、制度中心アプローチでは、コーポレート・ガバナンスの多様性の発見とそれを生み出している政治制度の差異を明らかにしている。制度中心アプローチの第一の意義は、コーポレート・ガバナンスの多様性を析出して収斂説に対する有効な反証を提示したこと、制度の持続性をもたらす制度的補完性や経路依存性のメカニズムを解明した点である。第二の意義は、政治制度とコーポレート・ガバナンスとの相関関係を明らかにしたこと、政治的文脈の重要性を指摘した点である。経済合理主義的観点からコーポレート・ガバナンスの最適解を求める傾向をもつ従来のコーポレート・ガバナンス論に対して、コーポレート・ガバナンスが特定の政治制度の文脈の下で決定されることを示し、「政治が重要 (politics matters)」というテーゼを導き出している。

つぎに利益中心アプローチでは、コーポレート・ガバナンスの多様性や制度変化を生み出す政党政治、利益集団の政治連合、それに加えて企業アクターの権力の強さが解明されてきた。政党や利益集団、ビジネス勢力らアクターの自己利益最大化を前提としつつ、その行動から政治過程を論じる利益中心アプローチは、制度中心アプローチが制度決定的な静態論に陥りがちであったのに対して、制度の変異性を重視してコーポレート・ガバナンス政治のダイナミズム、その動態的側面を明らかにできることに、最大の理論的意義がある。関連諸制度の改革が実施されてきた現状を踏まえるならば、コーポレート・ガバナンスの政治学は各国間の差異性とその経路依存性の存在を指摘するだけにとどまらず、制度変化を理論的に説明することが以前にもまして重要になっている。政党政治論の

うち M.ローの社会民主主義仮説は階級政治モデルに依拠した見解といえるが、それに対して党派性パラドクス論の主張は社会民主主義政党のイデオロギー変化を示唆する内容である。政治連合論の「所有と発言モデル」で示された株主と労働者との政治的連合形成の可能性も含め、それらはいずれも、比較政治経済学の伝統的通説であった階級政治モデルの妥当性に一石を投じるものである。これらに比して、P.カルペッパーの企業権力論は経済アクターの支配的影響力を重視する点で階級政治モデルと親和性が高い一方で、企業権力の制約性、言い換えれば政治アリーナの多元性も明らかにしており、両者の見解が完全に一致しているわけではない。その意味では、経済アクターの構造的影響力を重視する新多元主義の系譜に位置づけることができるだろう。しかしながら、いずれの研究においても経済的・物質的利益の最大化をアクターの政治行動の基底要素として措定していることからくる限界も存在する。近年の株主価値重視型の制度改革は特定のアイデアの形成・伝播・普及なしには考えられない。とりわけ調整型市場経済におけるアングロサクソン流の改革は、既存の規範的価値や経営文化に抵触するものであり、理念上の転換が必要になる。そのような点でも、「アイデア中心アプローチ」の重要性が浮上する。

そして、三つめのアイデア中心アプローチでは、株主価値中心モデルの規範化にかかわるアイデアや専門知の役割、政治過程での政治アクターによる言説・フレーミング戦略に焦点が当てられ、コーポレート・ガバナンスの社会的構築の諸相が描出されてきた。アイデア中心アプローチが共通してもつ特徴は、従来の研究では見過ごされてきた、政治過程の理念的側面を明らかにしていることである。このアプローチに基づく研究自体が依然として希少であるが、そうしたなかで社会学的制度論者による論考は株主価値志向型のコーポレート・ガバナンスへの収斂傾向を分析の前提としている。新しいモデルを正統化する規範の形成と伝播、受容と普及の過程の解明に力を注いできたのである。これに比して、もう一方のモデルであるステークホルダー型のアイデアの生成、あるいは両モデル間の言説的対抗関係などは、これまでのところ十分な解明が進んでいない。アイデアの伝達過程とそこでのアクターによる政治的戦略性、アイデアそれ自身の可変性をも視野に入れた言説政治論やフレーミング分析に基づく研究はとくに希少である。そのこととも関連して、因果的説明よりも言説の構成的効果を重視する解釈志向の研究においてこそ、言説分析の長所を生かせるとするならば、ポスト実証主義的な研究の発展もまた望まれるところである。

このように、これまでも数多くの研究

がコーポレート・ガバナンスの政策過程やその政治的メカニズムを明らかにしてきた。多角的な面からコーポレート・ガバナンス政治に関する分析が進められてきたことは確かであり、コーポレート・ガバナンス論および政治学に対する一定程度の貢献が果たされてきた。しかしながら、依然として課題も存在する。そもそも、コーポレート・ガバナンスという概念自体が多義的であり、論者によってその作業定義が異なっている。あるいは、政策変化のタイミング、政策変化に至るまでの長期的過程、政策変化後の政治的效果といった時間的文脈に対する配慮のなさも、研究上の課題として指摘できるだろう。本研究は以上にみられる先行研究の課題を踏まえつつ、事例研究を進めた。

第二に、本研究は日本でのコーポレート・ガバナンスの歴史において「重大局面(critical juncture)」となった、1990年代から2000年代初頭にかけての関連政策分野の制度改革の政策過程に焦点を当て、イシュー・セイリアンス論に依拠しつつ、それらの比較分析を行った。具体的には、自社さ(自民党・社会党〔社民党〕・新党さきがけ)政権下の1997年の独占禁止法改正による純粋持株会社解禁と、自公保(自民党・公明党・保守党)政権下の2001年の商法改正による株主代表訴訟制度改革の事例であり、前者は1997年のストック・オプション制度導入のための商法改正、後者では2002年の委員会等設置会社制度導入を目的とした商法改正の事例との比較を踏まえながら、分析した。

この期間は、1993年の細川政権発足以後、連立政権が常態化しはじめた時期に当たる。そこで、従来の自民党単独政権下での政策過程とは異なる特徴をとらえるため、自民党のジュニア・パートナーである社会党(社民党)と公明党の政治行動について、イシュー・セイリアンス論の枠組みを用いて事例研究を行った。

事例研究の結果、以下のことを明らかにした。自社さ政権下での純粋持株会社解禁、自公保政権下での株主代表訴訟制度改革、そのいずれの場合にも、新聞記事検索の結果からセイリアンスが高い状況にあり世論の関心を集めていたイシューであること、なおかつ社説、とりわけ一般紙のそれでは否定的、批判的な見解が強く、自民党案に対して向かい風が吹いていたこと、その二つの条件が重なったことによって、ジュニア・パートナーである社会党(社民党)、公明党は世論順応的な行動に出て、自民党案に対して拒否権を発動し、法案の先送りや大幅修正をさせることに成功した。連立政権下のコーポレート・ガバナンス改革の政策過程をめぐるジュニア・パートナーの行動は、セイリアンスに左右されるのである。

第三に、本研究は2014年の会社法改正の政策過程を題材にして、株主や機関投資家の利益が優先される株主利益志向型のコーポ

レート・ガバナンス改革がなぜ実現したのか、その政治的メカニズムを明らかにした。

2014年の改正会社法では、社外取締役の設置に関して法律上の強制化は条文化されなかったものの、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守せよ、さもなければ説明せよ)」の原則が課せられたことによって、事実上の設置強制化が成された。

社外取締役の選任は国内外の機関投資家らが要望してきた事項であり、経団連はその導入に対しては断固反対の姿勢を示してきた。したがって、この法改正は経団連に代表される企業経営者の利益よりも、株主や機関投資家の利益がより実現したものととらえることができる。しかしながら、株主や投資家の政治的権力は相対的に脆弱である。なぜ、彼らの利益が政策過程に反映されたのだろうか。

この問いに対して、本研究は1990年代後半から2000年代初めにかけての政治的機会構造の変化に着目し、それが後のコーポレート・ガバナンス改革の政策過程に影響を及ぼしていることを論じた。

従来の商法・会社法制の政策過程では法務省の法制審議会(商法部会)が最も中核的な役割を果たしており、同審議会に参画している商法学者と法曹資格を有する司法官僚らを中心的なアクターとして、専門家共同体が形成されてきた。ところが、1990年代後半から2000年代初頭にかけて、政治主導の確立や行政改革が謳われるなか、法制審議会を通さずに議員立法によって商法改正が行われたり、中央省庁再編の一環として審議会改革が実施され、法制審議会の部会が常設でなくなるなど、政策過程を規定する環境や制度が大きく変わった。専門家共同体からイシュー・ネットワークへと変化し、専門家権力が相対的に弱体化する一方で、経済勢力の影響力が高まったのである。この潮流のなかに2014年の会社法改正も位置付けることができる。

政治的機会構造が開放された結果、金融庁や経産省といった、法務省・法制審議会以外のアクターが政策過程に参画し、議論の方向性を決定付ける役割を果たした。それとともに、機関投資家やその代弁者でもある東京証券取引所の関係者が審議会の委員として政策立案過程に直接参画するようになったことも重要である。

政治的機会構造が変化して株主や投資家の利益が政策過程にいつそう反映されるようになり、その結果、株主利益志向型のコーポレート・ガバナンス改革が成し遂げられたことを、本研究は明らかにした。

これらの事例研究の成果をまとめると、以下の点を指摘できる。第一に、長期的な時間構造の点では、1990年代後半に日本のコーポレート・ガバナンス政策の方向性を左右する重大局面が存在していたという点を挙げられる。1980年代終盤の日米構造協議や90年

代初頭のバブル経済の崩壊などを受け、調整型市場経済を基盤とした日本型生産レジームの再編が検討されるようになり、その延長線上に自由主義型市場経済をモデルとしたコーポレート・ガバナンス改革が成し遂げられたものといえる。

第二に、政策変化の政治的なメカニズムに関しては、政策パラダイムが一挙に転換したというよりも、自由主義的な政策言説が徐々に政策エリートのあいだに受容されるようになり、政策変化に結びついたことを指摘できる。自由主義型改革に対して、経団連に代表される日本の企業経営者たちは抵抗する姿勢を示してきた。しかしながら、新たな政策言説の普及を前にして、妥協せざるを得なかった。

以上をまとめると、本研究は 1990 年代初頭に重大局面が存在し、政治的機会構造が開放されて従来の政策規範や政策ネットワークが大きく揺らぎ、新たな政策アイデアやアクターが政策形成に影響を及ぼしうる余地が広がり、その結果として自由主義型市場経済をモデルとするコーポレート・ガバナンス改革が進められたことを明らかにした。これらの諸点は、本研究で得られた新しい知見であり、一定の学術的貢献を果たすことができたといえる。とはいえ、依然として十分に深められなかった点、例えば政策発展の時間的連鎖構造の考察などは未達成の研究課題として残されており、それらの分析を今後深める必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

西岡晋「連立政権と企業統治改革」『法学』(東北大学) 査読無、近刊。

西岡晋「コーポレート・ガバナンスの政治学 『三つの I』のアプローチ」日本政治学会編『年報政治学 2014- 政治学におけるガバナンス論の現在』木鐸社、査読無、2015 年、110-134 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

西岡晋「連立政権と企業統治改革」2015 年度日本政治学会・分科会 A-4「連立政権の政治力学と政党政治の変容」(於：千葉大学) 2015 年 10 月 10 日。

西岡晋「コーポレート・ガバナンス改革の政策過程 政治的機会構造の変化とその効果」2017 年度日本行政学会・分科会 C「立法過程における行政 行政学と法律学の交流」(於：関西大学) 2017 年 5 月 28 日、(報告決定)。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西岡 晋 (NISHIOKA, Susumu)
東北大学・法学研究科・教授
研究者番号：20506919

研究者番号：

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()